

## 第6号様式別表1の3記載の手引

### 1 この計算書の用途等

この計算書は、連結法人及び連結法人であった法人（控除対象個別帰属調整額、控除対象個別帰属税額又は控除対象個別帰属還付税額の規定の適用を受けようとする連結法人であった法人に限り、通算法人及び通算法人であった法人を除きます。）が記載し、第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の申告書に添付してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分（けた）のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。	
3「法人番号」	法人番号（13桁）を記載します。	
4「法人税法の規定によって計算した連結法人税額に係る個別帰属額又は法人税法の規定によって計算した法人税額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める個別帰属額等を記載した書類又は法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (1) 連結申告法人 「各連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書」（以下「個別帰属額届出書」といいます。）の10の欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額に係る個別帰属額（個別帰属額届出書の10の欄の上段に外書として記載された金額）、個別帰属特別控除取戻税額（個別帰属額届出書の5の欄の金額）及び個別土地譲渡利益金額に対する法人税額（個別帰属額届出書の7の欄の金額）の合計額（これらの金額がない場合には零）を記載します。 (2) 連結申告法人以外の法人 法人税の申告書（別表1。以下「別表1」といいます。）の「法人税額計」の欄（10の欄）の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します。 なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（「法人税額計」の欄（別表1の10の欄）の金額の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）及び土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。	
5「試験研究費の額等に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	(1) 連結申告法人以外の法人にあつては、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。 (イ) 租税特別措置法第42条の4第1項（一般試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(9)）の22の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の4第4項（中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。 (ロ) 租税特別措置法第42条の4第7項（特別試験研究費に係る法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小企業者等を除きます。） 法人税の明細書（別表6(14)）の11の欄の金額 (ハ) 租税特別措置法第42条の10第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6(20)）の25の欄の金額 (ニ) 租税特別措置法第42条の11第2項（国際戦略総合特別	

- 区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(21))の25の欄の金額
- (ホ) 租税特別措置法第42条の11の2第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(22))の19の欄の金額
- (ハ) 租税特別措置法第42条の11の3第2項又は令和2年旧措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(23))の18の欄の金額
- (ト) 租税特別措置法第42条の12第1項若しくは第2項又は令和2年旧措置法第42条の12第1項若しくは第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(24))の39の欄の金額
- (チ) 租税特別措置法第42条の12の2第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(25))の10の欄の金額
- (リ) 租税特別措置法第42条の12の5第1項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第1項(給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(31))の32の欄又は法人税の明細書(別表6(28))の22の欄の金額
- ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。
- (ヌ) 租税特別措置法第42条の12の6第2項又は令和2年旧措置法第42条の12の6第2項(認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(32))の20の欄の金額
- (ル) 租税特別措置法第42条の12の7第4項から第6項まで又は令和2年旧措置法第42条の12の7第4項(事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(33))の35の欄の金額
- (2) 連結申告法人にあつては、下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の明細書の欄の金額を記載します。
- (イ) 令和2年旧措置法第68条の9第1項から第3項まで(一般試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6の2(5)附表)の18の欄の金額
- ※ 令和2年旧措置法第68条の9第4項から第6項まで(中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。
- (ロ) 令和2年旧措置法第68条の9第7項(特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小連結親法人等を除きます。) 法人税の明細書(別表6の2(9)附表)の11の欄の金額
- (ハ) 令和2年旧措置法第68条の14第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)

	<p>の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6の2(13)）の18の欄の金額</p> <p>(ニ) 令和2年旧措置法第68条の14の2第2項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6の2(14)）の18の欄の金額</p> <p>(ホ) 令和2年旧措置法第68条の14の3第2項（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(15)）の12の欄の金額</p> <p>(ハ) 令和2年旧措置法第68条の15第2項（地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(16)）の11の欄の金額</p> <p>(ト) 令和2年旧措置法第68条の15の2第1項又は第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(17)付表3）の17の欄及び20の欄の合計金額</p> <p>(チ) 令和2年旧措置法第68条の15の3第1項（認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額 法人税の明細書（別表6の2(18)）の20の欄の金額</p> <p>(リ) 令和2年旧措置法第68条の15の6第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(21)付表）の8の欄の金額</p> <p>※ 令和2年旧措置法第68条の15の6第2項（中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額は記載しないでください。</p> <p>(ス) 令和2年旧措置法第68条の15の6の2第2項（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(24)）の15の欄の金額</p> <p>(ル) 令和2年旧措置法第68条の15の7第4項から第6項まで（事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除）の規定に係る金額（中小連結親法人等を除きます。） 法人税の明細書（別表6の2(25)）の32の欄の金額</p>	
6「差引個別帰属法人税額（①+②）と①の括弧書）のうちいずれか多い額）又は差引法人税額（①+②）③」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 連結申告法人 ①+②の金額と①の欄の上段の（ ）内の金額のうちいずれか多い金額</p> <p>(2) 連結申告法人以外の法人 ①+②の金額 この場合において、その金額が赤字額となるときは零を記載します。</p>	
7「控除対象個別帰属調整額及び控除対象個別帰属税額の控除額④」	第6号様式別表2の7の⑤の「計」及び第6号様式別表2の8の④の「計」の各欄の金額の合計額を記載します。	
8「控除対象個別帰属還付税額及び控除対象還付法人税額の控除額⑤」	第6号様式別表2の5の④の「計」の欄の金額を記載します。	
9「退職年金等積立金に係る法人税額⑥」	法人税の申告書（別表20）の12の欄の金額を記載します。	
10「課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額③-④-⑤+⑥⑦」	この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
11「当期に発生した控除対象個別	(1) ①の欄の上段の（ ）内の金額から①+②の金額を差し引	①+②の金額が赤字額であ

<p>帰属税額（①の括弧書）－（①＋②）⑧」</p>	<p>いた金額を記載します。 この場合において、その金額が赤字額になる場合には記載しないでください。 (2) この欄の金額は、第6号様式別表2の8の「当期分」の欄の①の欄に転記してください。</p>	<p>っても、そのまま負数として計算します。</p>
<p>12「法人税における連結納税の承認の有無⑨」</p>	<p>連結法人に該当する場合には「有（連結法人）」を、その他の法人は「無（連結法人以外の法人）」を○印で囲んで表示します。</p>	
<p>13「連結親法人・子法人の区分⑩」</p>	<p>連結親法人にあつては「連結親法人」を、連結子法人にあつては「連結子法人」を○印で囲んで表示します。</p>	<p>⑨の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。</p>
<p>14「連結親法人の区分⑪」</p>	<p>⑩の欄において「連結親法人」を○印で囲んだ法人は自らの区分を、「連結子法人」を○印で囲んだ法人は当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人の区分を○印で囲んで表示します。</p>	<p>⑨の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。</p>
<p>15「連結子法人の区分⑫」</p>	<p>令和2年所得税法等改正法第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条5号ロに掲げる改正規定に限ります。）による改正前の法人税法第81条の9第2項第1号に規定する特定連結子法人にあつては「特定連結子法人」を、その他の連結子法人にあつては「非特定連結子法人」を○印で囲んで表示します。</p>	<p>⑩の欄において「連結子法人」を○印で囲んだ法人が記載します。</p>
<p>16「法人税の申告区分⑬」</p>	<p>連結申告法人にあつては「連結申告」を、その他の法人にあつては「単体申告」を○印で囲んで表示します。</p>	<p>⑨の欄において「有（連結法人）」を○印で囲んだ法人が記載します。</p>